

(事務連絡)

2026 年 9 月 15 日

建設業団体 各位

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課

同一労働同一賃金ガイドライン等の改正に係る周知への御協力について

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」に関しては、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）等の省令及び告示が令和 8 年 10 月 1 日から施行及び適用されます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、会員企業等の皆様への周知に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

- ・リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」
- ・リーフレット「派遣労働者の同一労働同一賃金改正ポイントのご案内」

(概要)

パートタイム・有期雇用労働者や派遣労働者の待遇改善を進めるため、

- ① 雇い入れ時の労働条件明示事項として、待遇の相違の内容・理由等について派遣元に説明を求めることができる旨が追加されたほか、
- ② 通常の労働者と派遣労働者との間で、どのような待遇差が不合理と認められるか等、考え方や具体例を示している「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容が追加され、
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変更、公正な評価による待遇の改善方法が紹介されているところです。

(参考URL)

- ・厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>
- ・厚生労働省ホームページ（派遣労働者の同一労働同一賃金について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

※ 別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用ください。

以上